

石狩湾新港地域開発連絡協議会規約

(目的)

第1条 石狩湾新港地域開発連絡協議会（以下「協議会」という。）は、石狩湾新港地域の開発についてその適正な執行と円滑な推進を図るため、必要な事項の協議並びに調査研究を行うとともに関係団体相互の連携を密にし、もって総合的・一体的開発の実現に資することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、次の事項について連絡協議並びに調査研究等の事業を行う。

- 1 石狩湾新港地域の開発の推進に関する事項
- 2 石狩湾新港地域における環境保全に関する事項
- 3 石狩湾新港地域における企業立地に関する事項
- 4 石狩開発株式会社が行う造成・分譲の基本的方針に関する事項
- 5 その他目的達成のため必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次の団体をもって構成する。

北海道
札幌市
小樽市
石狩市
石狩湾新港管理組合
札幌商工会議所
小樽商工会議所
石狩商工会議所
石狩開発株式会社

(会議)

第4条 協議会の会議は、協議会を構成する団体の長及び団体の長が指名する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の会議は、構成する団体の申出等必要に応じ、会長が招集する。
- 3 次の事項は、協議会の会議に付議しなければならない。
 - 1 協議会規約の改正
 - 2 第2条各号に掲げる事項
 - 3 事業計画及び収支予算の決定
 - 4 事業報告及び収支決算の承認
 - 5 その他必要な事項

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
監事 2名
- 2 会長は、第3条に掲げる団体のうち、北海道の構成員をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代行する。
 - 5 監事は、構成員の互選により選任する。
 - 6 監事は、協議会の経理を監査し、協議会の会議に報告する。

(監事の任期)

第6条 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第7条 協議会の運営を円滑にするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は構成員が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、次の事項について協議する。
 - 1 第2条各号に掲げる事項のうち会長が必要と認めた事項
 - 2 協議会の会議から付託された事項
 - 3 協議会の会議に付議すべき事項
 - 4 その他、会長が必要と認めた事項
- 4 幹事会は、北海道経済部産業振興局長が必要に応じ招集する。

(顧問)

第8条 協議会に、関係官庁、学識経験者等の中から顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の要請に応じ、協議会の会議及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会・専門部会)

第9条 協議会に調査研究を行うため、委員会及び専門部会を置くことができる。

- 2 委員会及び専門部会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務及び経理を行うため、北海道経済部産業振興局産業振興課に事務局を置く。

- 2 事務局には、会長が委嘱する事務局長、事務局長代理及び事務局次長を置く。

(会計)

第11条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- 1 負担金
- 2 その他の収入
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

(附則) この規約は、昭和46年10月14日から施行する。

(附則) この規約は、昭和50年10月24日から施行する。

ただし、第4条第3項第3号（収支予算の決定に限る）、第4条第3項第4号（収支決算の承認に限る）、第5条（監事に係る部分に限る）及び第10条の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

(附則) この規約は、昭和51年6月15日から施行する。

(附則) この規約は、昭和53年5月30日から施行する。

(附則) この規約は、昭和59年6月21日から施行する。

(附則) この規約は、昭和63年5月27日から施行する。

(附則) この規約は、平成6年5月13日から施行する。

(附則) この規約は、平成9年5月28日から施行する。

(附則) この規約は、平成9年8月25日から施行する。

(附則) この規約は、平成14年5月21日から施行する。

(附則) この規約は、平成18年6月9日から施行する。

(附則) この規約は、平成20年5月22日から施行する。

(附則) この規約は、平成22年6月9日から施行する。

(附則) この規約は、平成23年6月17日から施行する。